

# 1. 都市計画マスタープランとは

## 1-1. 役割

都市計画マスタープランとは、都市及び地域の目指すべき将来像の方向性とその実現のための主要課題、それに対応した整備方針及び地域ごとの特性を生かした将来のあるべき姿を、都市整備分野からわかりやすく描き、これらを実現するための方策を「道すじ」として明らかにし、都市づくりの「指針」となるものです。

## 1-2. 位置づけ

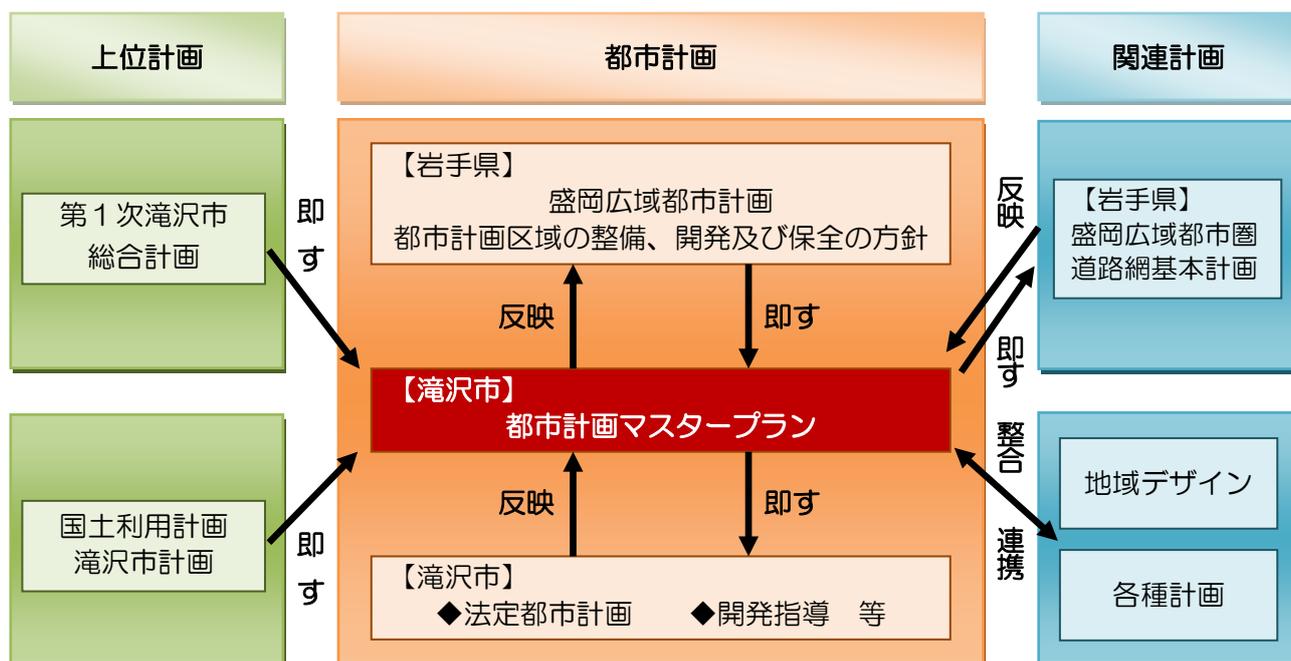
都市計画法第18条の2において、市町村は「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を定めることとなっており、市町村が定める「総合計画」や都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものでなければならないと位置づけられています。

本市においては、平成16年3月に都市計画マスタープランを策定していますが、11年が経過しており、市制移行を契機に新たな滝沢市としての将来像を描くために、第1次滝沢市総合計画に即した内容として新たに策定します。

### 都市計画法第18条の2（抜粋）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）  
 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。  
 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。  
 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。  
 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

▼ 図 都市計画マスタープランの位置づけ



### 1-3. 計画区域

市町村都市計画マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するため、原則的には都市計画区域内を対象範囲としていますが、滝沢市では将来及び現在の都市化動向を適正に方針づけるために、滝沢市全体を対象範囲とします。

### 1-4. 目標年次

本マスタープランの策定にあたっては、概ね 20 年後の長期的な将来都市像を見据えることを目標とし、平成 45 年（2033 年）を目標年次とします。

なお、「盛岡広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「滝沢市総合計画」、「国土利用計画滝沢市計画」等の計画と整合を図り、内容の見直しを行うこととします。